号外

市報 とおかまち

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可） 定価一部 5円 発行 毎月 16日 発行所 十日町市役所

特集

国民年金

改善された国民年金

国民年金法が施行されてからことしで十一年になります。このあいだに全国の国民年金加入者は約二千二百万人、県全体で約六十万人となっています。

十日町市におきましては約一万五千人を突破し、年々事業実績も向上しています。これも被付組織ならびに被保険者の皆さん方のご努力と協力によるものと深く感謝いたしております。

最近における国民生活水準の向上と人口の老令化の傾向にかんがみ、国民年金の給付を大巾に改善し、国民の老後保障の充実強化を図るための法律改正が行なわれ、高令任意加入の再開保険料の引き上げ及び所得比例制の導入による夫婦二万円年金の実施などのほか、昭和四十六年四月から十年々金の支給が開始されることになっています。

このように国における保障制度の大きなたてとなっている改善された国民年金のあらましを市民の皆さんにお知らせいたします。

こんなによくなる 国民年金

今年7月1日より改正実施

—例えば母子年金は—

老齢年金は
450円を10年納めて夫婦月1万円・25年納めて月2万円・40年納めて月3万円

社会保険庁／新潟県

人口

男	23,952
女	25,991
計	49,943
世帯数	10,394

主な内容

老令年金……2
福祉年金……2
障害年金……3
通算老令年金……3
母子準母子年金……3
遺児年金……3
農業者年金制度……4

六十五才未満の繰上支給もあります

◎支給の繰上げ

老令年金は原則として六十五才から支給されることになっていますが、老令年金の支給要件を満たした者が六十才に達したときは、六十五才に達する前であっても、希望して請求すれば六十五才という支給開始年令を繰上げて、希望した時から老令年金が支給されます。この場合に支給される年金額は繰上げ支給を希望する時の年令に応じて六十五才から支給される額に次の表の率を乗じた額となります。

繰上げ支給を請求するときの年令

		支給される老令年金の率
六十才以上	六十一才未満	○・五八
六十一才〃	六十二才〃	○・六五
六十二才〃	六十三才〃	○・七二
六十三才〃	六十四才〃	○・八○
六十四才〃	六十五才〃	○・八九

高令者に五年 年金が新設されました

昭和三十六年に拠出制国民年金制度ができたとき、加入しなかった明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人で、厚生年金や共済組合などの公的年金制度に加入していない人は、昭和四十五年一月から六月末日までに加入することができることになりました。

加入期間 五年間

保険料 一ヶ月七百五十円

受ける年金額 老令年金（水年）

年額三万円（月二千五百円）

高令任意加入者の年金額早見表

加入年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
						特例支給					10年々金
0	0	0	0	0	15,360	19,200	23,040	25,880	30,720	34,560	60,000
1	0	0	0	12,800	16,640	20,480	24,320	28,160	32,000	56,000	0
2	0	0	10,240	14,080	17,920	21,760	25,600	29,440	52,000	0	0
3	0	7,680	11,520	15,360	19,200	23,040	26,880	48,000	0	0	0
4	0	8,960	12,800	16,640	20,480	24,320	44,000	0	0	0	0
5	0	10,240	14,080	17,920	21,760	40,000	0	0	0	0	0
6	0	11,520	15,360	19,200	36,000	0	0	0	0	0	0
7	0	12,800	16,640	32,000	0	0	0	0	0	0	0
8	0	14,080	28,000	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	25,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

└—70才で達すると 21,600円に改定になります（拠出老令年金）

農業者年金制度要網

第一、制度の趣旨

農業経営近代化のためには、経営規模を拡大し、資質のすぐれた経営担当者による生産性の高い農業経営の育成を図る必要があるが、優秀な経営担当者の確保、経営移譲の促進、農地保有構造の改善等は農業者に対する老後の生活の安定と密接に関連している面があるので、このような観点から農業者年金制度を創設し、あわせて、農業者年金基金が、この対象とならない老齢または廃業経営者に対し、離農の円滑化と農業経営の規模拡大に資するため離農給付金を支給するとともに、農地の買入れ、売渡し等を行なうことにより、農業者年金制度を補充し、もって農業経営の近代化を達成する必要がある。

このため農業者年金基金を設けてこれらの諸施策を一体的に実施し、その効果の総合的発現に努めるものとする。

第二、農業者年金制度

1、対象

①経営規模〇・五ヘクタール（北海道にあっては一・〇ヘクタール）以上の農業経営者であって、国民年金の被保険者であるもの（たゞし、制度発足当初は、五十五才未満の者に限る）は、この制度に加入するものとする。ただし、農業経営を継続する見込みのない者は申し出によって加入の免除を受けることができる。

②経営規模が①に達しない農業経営者に対する老後の生活の安定と密接に関連している者は申出によって加入することができる。

③加入者は国民年金の所得比例に加入することとする。

2、支給要件

①保険料納付済期間が二十年以上あること。ただし制度発足時においては年令に応じて五年まで短縮する。

②後継者または第三者へ経営移譲をすること（経営移譲はその経営にかかる農地等のすべて（一定規模の自留地を除く）について権利名義の移転しに行なうものとする）

3、支給開始年令

支給開始年令は六十才とし、六十才以降六十五才に達するまでの間に経営移譲が行なわれたときは、そのときから支給する。

4、給付

①給付の月額は次のとおりとする

ア、経営移譲金を要件とする給付

（ア）六十才から六十五才に達するまでの間

保険料納付済期間五年で八千円、二十年で一万六千円

二十五年で二万円

（イ）六十五才以降

保険料納付済期間五年で八百円、二十年で千六百円、二十五年で二千円

イ経営移譲の有無にかかわらず六十五才から行なう給付

保険料納付済期間五年で九百円、二十年で三千六百円二十五年で四千五百円

②先に脱退および離農による中途脱退に際しては保険料納付済期間に応じて一定額の一時金を支給する。

5、保険料

制度発足当初の本人負担保険料は月額七百五十円とする。

6、国の助成

国は経営移譲を要件とする給付に要する費用の三分の一を給付時に負担するほか、制度発足当初、前記国庫負担を除く費用の三割の助成を行なう。

（以下略）

二十五年間、六十五才で九万六千円

老令年金

拠出年金

・老令年金

国民年金に加入している人が年をとった場合における、所得保障を目的とした年金給付であって、国民年金制度の柱となっております。

老令年金は、保険料を納めた期間、保険料を免除された期間、またはこれらを合算した期間が二十五年以上ある者が、六十五才になったときに支給されます。

今回の改正によって、二十五年間保険料を納めた人は、年額六万円が九万六千円（月八千円）に、四十年間保険料を納めた人は年額九万六千円が、十五万三千六百円（月一万二千八百円）となり、夫婦で保険料を二十五年納めると、年額十九万二千円に、四十年納めると一年額三十万七千二百円となります。

また保険料を免除された人達もその期間に応じて同じように引き上げられました。

・年金額の計算方法

改正後

（拠出期間の月数×三二〇円）＋（免除期間の月数×二一〇円×3/4）＝年金額

二十五年間保険料を納めた人の例（二十五年を月になおすと、三百月になります）

三〇〇月×三二〇円＝九六、〇〇〇円となります。

新らしくできた加算年金

いまの国民年金は加入している人はだれでも同じ額の保険料を納めて、同じ額の年金を受けるしくみになっています。これに対して厚生年金は所得に応じた保険料を納めて、納めた保険料に応じた年金を受けることになっています。これを所得比例制といっていますが、こんど国民年金でもこれと同じしくみの加算年金制度をとりいれましたが、所得のある人でもっと多い年金を受けようと希望する人は、加算保険料として一ヵ月三百五十円を今年の十月から納められることになりました。

二十五年間加算保険料を納めた人の年額は、五万四千円（月四千五百円）四十年間加算保険料を納めた人は、年額八万六千四百円（月七千二百円）もらうことができます。

・年金額の計算方法

保険料を納めた月数×一八〇円＝年金額

拠出年金は、保険料を納めた期間、保険料を免除された期間またはこれらを合算した期間が二十五年以上ある者が、六十五才になったときに支給されます。

（年金額の計算方法）

保険料を納めた月数×一八〇円＝年金額

拠出年金は、保険料を納めた期間、保険料を免除された期間またはこれらを合算した期間が二十五年以上ある者が、六十五才になったときに支給されます。次の表のとおり年令に応じて十年から二十四年に短縮されることになっています。

大正五年四月一日以前に生まれた者	（四十五歳をこえる者）	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	（四十四歳をこえる者）	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	（四十三歳をこえる者）	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	（四十二歳をこえる者）	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	（四十一歳をこえる者）	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	（四十歳をこえる者）	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	（三十九歳をこえる者）	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	（三十八歳をこえる者）	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	（三十七歳をこえる者）	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	（三十六歳をこえる者）	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	（三十五歳をこえる者）	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	（三十四歳をこえる者）	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	（三十三歳をこえる者）	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までに生まれた者	（三十二歳をこえる者）	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	（三十一歳をこえる者）	二十四年

この表の中欄の記載は、今欄に掲げる者を昭和36年4月1日におけるその者の年令であらわしたものである。

福祉年金

国民年金には、保険料をかけて受ける拠出制年金のほかに無拠出制の福祉年金があります。

これは国民年金制度がはじまったとき、すでに高年齢に達していた人、身体障害であった人、夫をなくした母子世帯の人たちなどに、国が全額負担する年金です。

こんどの改正で、福祉年金もつぎのように昭和四十四年十月にさかのぼって引きあげられました。

老齢福祉年金

改正前　月千七百円が

改正後　千八百円に

障害福祉年金

改正前　月二千七百円が

改正後　月二千九百円に

母子福祉年金

改正前　月二千二百円が

改正後　月二千四百円に

準母子福祉年金

改正前　月二千二百円が

改正後　月二千四百円に

また、これまで未婚で老齢福祉年金を受けるときは、どちらも三千円の支給停止になりましたが、これが廃止され、全額支給されることになりました。

なお、このほか、共済年金や本人の所得による支給制限も大幅にゆるめられました。

最低保障九万六千円

一級障害者は十二万円

障害年金

障害年金

国民年金に加入している人が思いがけない「けが」や病気のため初めて医者にかかったときから三年を経過しても治らないため、日常生活がまったくできないかまたは著しい制限が加えられる場合に支給されます。最低保障の年金額は年額六万円から九万六千円（月八千円）に一級障害者は、年額七万二千円から十二万円に引き上げられました。

わが国の各種公的年金制度（厚生年金、共済組合等をいう）はもともと相互に関連なく創設され実施されているため、職場がかわると加入する年金制度もかわるということになるので一つの制度によって老令年金退職年金をうけるに必要な年数勤めないうちに他の年金制度に移った者はどこからも年金をもらえないということになってしまいます。この欠陥をあらためるため、昭和三十六年からすべての年金制度に加入していた期間を合算します

支給要件

1、他の公的年金の加入期間と国民年金の納付（免除）期間を合算した期間が二十五年以上あるとき。

2　国民年金以外の公的年金制度の加入期間を合算した期間が二十年以上あるとき。

3　以下略

公的年金制度にはつぎのようなものがあります。

①国民年金　②厚生年金保険　③船員保険　④国家公務員共済組合　⑤地方公務員共済組合　⑥私立学校教職員共済組合　⑦公共企業体職員共済組合　⑧農林漁業団体職員共済組合

〈通算老令年金〉

一　両眼の視力の和が〇・二五以上〇・〇八以下のもの

二　両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの

三　平衡機能に著しい障害を有するもの

四　咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの

五　音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

六　両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

七　両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

八　一上肢の機能に著しい障害を有するもの

九　一上肢のすべての指を欠くもの

十　一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

十一　両下肢のすべての指を欠くもの

十二　一下肢の機能に著しい障害を有するもの

十三　一下肢を足関節以上で欠くもの

十四　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

十五　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十六　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十七　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

七月分から月四百五十円

保険料の額

改正前

二十才から三十五才未満月に一百五十円

三十五才以上月に三百円

改正後

昭和四十五年七月分から

年令の区別をしないで月に五百五十円

昭和四十七年七月分から

年令の区別をしないで月に五百五十円

母子・準母子年金

主人が「けが」や病気でなくなって母子家庭になったとき、おくさんが国民年金に加入していた場合に支給されます

改正前

子供一人または弟妹一人のときは年額五万五千二百円と二人目以後一人につき四千八百円が加算

改正後

子供一人または弟妹一人のときは、年額九万二千二百円（月七千六百円）二人のときは年金額九万六千円（月八千円）一人増すごとに四千八百円加算

遺児年金

父母を失って子供だけが残されたときに支給されます。

改正

最低保障される年額三万円が子供一人の場合年額九万二千二百円、二人の場合九万六千円（月八千円）となりました。

このほか寡婦年金、死亡一時金も改正されました。

年額六万円

十年々金支払いが近づいてきました

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた人（昭和三十六年四月拠出制年金が始まった当時、五十才以上五十五才までの人）は、高齢であるため、強制加入ではなく希望すれば任意に加入することができました。この人たちは、十年間保険料を納めると、老齢年金が支給されることになっています。いわゆる十年々金といわれておりますが、こんどの改正で特別な優遇措置が考えられて、年金額が今まで月二千円であったものを一度に、五千円に引きあげ、四十六年五月から支給されることになっています。

十年間の払込保険料の総額は二万五千八百円で、年額六万円（月五千円）ですから**わずか五カ月ちょっ**とで、もとがとれる計算になります。

しかし、短期間で年金がでますので、一ヶ月でも未納があると大変不利なことになりますから、滞納のないよう保険料を納めておくことが大切です。